



平成27年（行ウ）第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件
原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
被告 国

準備書面(1)

2016（平成28）年5月26日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 近 藤 卓 史

同 二 関 辰 郎

同 牧 田 潤 一 朗

同 秋 山 淳

同 加 賀 山 瞭

第1 被告準備書面(1)に対する認否

- 1 同第2（本件訴訟が提起されるまでの経緯）について認める。
- 2 同第3（本件各不開示決定の適法性）について
 - (1) 同1（本件文書1について）について

ア 同(1)は認める。

イ 同(2)のア第1段落第1文は認め、第2文は不知。第2段落ないし第4段落は認める。

ウ 同(2)のイの第1段落は不知。第2段落及び第3段落は否認ないし争う。

(2) 同2（本件文書2について）について

ア 同(1)（情報公開法5条3号該当性の審理・判断の在り方）について

アの表題は争う。第1段落は認める。第2段落は、「詳解情報公開法」及び「条解行政情報関連三法」に概ね被告引用の記載があることは認める。第3段落は争う。第4段落は、最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決に被告引用の判示があることは認め、その余は争う。

イの第1段落及び第2段落は、各書籍に被告引用の記載があることは認める。第3段落は争う。

イ 同(2)（本件文書2の情報公開法5条3号該当）について

アの第1段落は認める。第2段落は、日米合同委員会は日米地位協定の実施に関して日米間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と米国政府との間の協議機関として設置されたものであることは認め、その余は不知。第3段落ないし第5段落は争う。

イの第1段落は、本件文書2が日米合同委員会における協議の議事録の一部を成すものであることは認め、その余は否認する。第2段落ないし第4段落は争う。

第2 原告の主張

1 本件文書1は存在する

(1) 原告が開示請求した本件文書1は「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの」である（甲1）。これは、情報公開・個人

情報保護審査会の平成20年1月22日答申（平成19年度（行情）答申第372号、同第373号、同第394号）（甲4）が、「諮問庁より関連文書の提示を受け、確認を行ったところ、昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨合意がされていると認められ（る）」（傍点原告訴訟代理人）と認定したことを受け、上記答申における言い回しをそのまま利用して文書を特定したものである。

すなわち、原告は、上記答申の際に諮問庁（外務大臣）が審査会に提示した「関連文書」であって、審査会が上記のように認定した文書の開示を求めているのである。

- (2) この本件文書1について、被告は、「本件開示請求を受け、外務省において、昭和27年8月に開催された日米合同委員会の各会合の記録を確認したところ、日米合同委員会下の分科委員会における協議内容の公表の在り方に係る記載の存在が確認された。当該記載はその趣旨からすれば、当該記載は、分科委員会のみならず、その上位の日米合同委員会における協議内容についても、一般的に、日米双方の合意がない限り公表されない性質のものであることを強く推定させるものであった」と主張している（被告準備書面(1)・5頁）。

また原告は、本件文書1の不開示決定について異議申立てを行い、外務大臣は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行っているところ（平成27年（行情）諮問第711号）、外務省は、理由説明書において、同様に「昭和27年8月に開催された日米合同委員会の各会合の記録を改めて確認したところ、協議内容の公表の可否に関して、日米合同委員会下の分科会における協議内容の公表の在り方に係る記載の存在が確認され、右記載は、行政協定下の日米合同委員会の協議内容も一般的に日米双方の合意がない限り公表されない性質のものであることを強く推定させるものであり、

この点が平成20年1月22日の答申で認められたところである。」(甲5)としている。

この被告の主張(外務省の理由説明書(甲5)を含む)からわかるように、外務省は、上記理由説明書中の「右記載」が存在する文書を審査会に提示したこと、及び同文書の存在を改めて確認したことを認めている。外務省が上記理由説明書で言及している答申は原告が文書特定に利用した答申と同一であるから、原告が開示請求をした文書と、外務省が「右記載」が存在するとする文書(被告が「当該記載」が存在するとする文書)とは同じものである。したがって、被告の主張自体から、原告が開示請求している文書が存在していることは明らかである。

- (3) なお被告は、「本件開示請求において原告が開示請求した本件文書1、すなわち『昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの』に明示的に該当する文書の存在は確認されなかった」と主張する(被告準備書面(1)・6頁)。しかし前記のとおり、原告が開示請求しているのは、「すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの」であって、明示的に記載されている文書に限定して求めているものではない(これは、開示請求書(甲1)において本件文書2について「明示的に合意された事実がわかるもの」としていることとの対比からしても明らかである)。被告が存在を確認したとする「当該記載」は、「分科委員会のみならず、その上位の日米合同委員会における協議の内容についても、一般的に、日米双方の合意がない限り公表されない性質のものである」ことを「強く推定させる」記載内容であり、審査会が平成20年1月22日答申のとおり認定している文書なのであるから、それは「日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの」であることは明らかである。

(4) 以上のとおり、本件文書1は存在しており、本件文書の不存在を理由とする本件不開示決定1は違法である。

2 本件文書1及び本件文書2の情報公開法5条3号非該当性

(1) 情報公開法5条3号該当性に関する主張立証責任について

情報公開法5条3号は、同号該当性に関して行政機関の長がした判断について一定の裁量を認めた趣旨の規定であるが、情報公開法に基づく開示請求権は、民主主義の推進に資する法律上の重要な権利であり、同法においても、開示請求が認められることが原則であるとされているのであるから、同号該当性の審理・判断は厳格になされるべきである。

近時の判例においても、

「情報公開法は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とし（同法1条）、行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に同条同号に掲げる情報（不開示情報）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し当該行政文書を開示しなければならないと規定しているのであり（同法5条）、これを原則としつつ、開示義務の例外として不開示情報が記録されている場合を定める構造を採っているのであって、同法の上記趣旨目的及び規定の構造に鑑みれば、不開示情報を定める同条3号及び4号が行政機関の長が上記各おそれがあると認めることにつき「相当の理由がある」という要件を付加した趣旨は、出入国管理令21条3項に基づく「在留期間の更新を相当と認めるに足りる相当の理由」があるかどうかを判断する場合のように行政庁に広汎な裁量をゆだねる趣旨ではなく、旅券法13条1項5号

により旅券発給の申請者が「外務大臣において著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」にあたるとして外務大臣が旅券の発給を拒否するかどうかを判断する場合のように法規の目的に従って所定の権限を適法に行使すべきものとしての限定を付する趣旨であると解するのが相当である。したがって、行政機関の長は、情報公開法5条3号、4号所定の不開示情報にあたるかと判断して不開示処分をした場合において、当該不開示処分の取消訴訟が提起されたときは、当該判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示すことを要するものと解するのが相当である。外務大臣が同条3号所定のおそれがあると認めることにつき「相当の理由がある」といえるかどうかについて判断する場合にあっては、我が国を取り巻く国際情勢、我が国と当該他国又は国際機関との従前及び現在の関係、これらをめぐる歴史的経緯及び事象、我が国の外交方針、我が国と当該他国又は国際機関との今後の交渉及び将来の関係の展望等に関する事実を総合的に踏まえて、他国又は国際機関との上記おそれの根拠があると合理的に判断することができる場合であることを要するものと解するのが相当である。したがって、裁判所は、上記各事実を斟酌して上記の場合に該当するかどうかを判断すべきものであり、その判断は、外務大臣の判断が全く事実の基礎を欠いているかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠いているかどうかなどに限定されるものではないと解するのが相当である。したがって、外務大臣は、同条3号所定の法定不開示情報に該当すると判断して不開示決定をし、当該不開示決定の取消訴訟が提起された場合には、我が国を取り巻く国際情勢、我が国と当該他国又は国際機関との従前及び現在の関係、これらをめぐる歴史的経緯及び事象、我が国の外交方針、我が国と当

該他国又は国際機関との今後の交渉及び将来の関係の展望等に関する事実について可能な限り具体的に主張立証し、これらを総合的に踏まえて、同条3号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要があると解するのが相当である。」（東京高判平成26年7月25日裁判所ウェブサイト）

と判示されているところである（同判決は、被告が主張する、情報公開法5条3号所定の「おそれ」があると「認める相当の理由がある」について最判昭和53年10月4日の判示と同義に解すべきとの解釈論（被告準備書面(1)・8頁）を明確に否定している）。

後述のとおり、本件文書1及び本件文書2は、情報公開法5条3号の解釈論にかかわらず同号に該当するとはいえず、本件訴訟において同号の解釈論は重要な争点とはいえないが、少なくとも、3号該当性の審理・判断は、行政機関の長に広範な裁量権があることを前提にその判断の当否が検討されるべきではなく、行政機関の長は、当該判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係を主張立証し、その事実関係に基づいて同条3号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要があるというべきである。

(2) 本件文書1及び本件文書2の情報公開法5条3号非該当性

ア 上記情報公開法5条3号該当性に関する主張立証責任の考え方によれば、行政機関の長は可能な限り具体的事実関係を主張立証し、その事実関係に基づいて3号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要があるが、被告は、日米合同委員会議事録の性質について一般論を述べるにとどまっており、国の安全が害されるおそれや、米国側との交渉上不利益を被るおそれがあるとする判断が合理性を有すると認めるに足りる具体的事実について何ら主張立証していない。

原告は、「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内

容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの」「第1回日米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意された事実がわかるもの」のみの開示を求めているのであるから、被告は、それを開示することが、どのような具体的事実関係に基づいて、3号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠があることになるのか主張立証しなくてはならない。その主張さえない本件において3号該当性は到底認められない。

イ そもそも、「議事録が日米間の合意がない限り公表されない」とする合意内容は、会議の運営に関する事項にすぎず、日米地位協定の実施や運用に関する米軍施設や区域をめぐる諸問題に直接関係するものではない。うえに、「議事録が日米間の合意がない限り公表されない」とする合意内容は被告自身が言明し、既に広く知られている事実なのであるから、これを公にすることによって、「日米間の信頼を損な」うとか、「今後、米側との間で忌憚のない協議や意見交換を行うことを阻害するおそれがあることなど全くありえない。

したがって、本件文書1及び本件文書2が情報公開法5条3号の不開示事由に該当しないことは明らかである。

3 結語

以上より、本件文書1及び本件文書2に関する外務大臣の処分は違法であるから、本件処分の取消しと、外務大臣に対し本件文書の全部開示決定を行うよう命ずることを求める。

以上